

答申第 788 号

諮問第 1353 号

件名：接遇に関して上司が指導をした事が確認できる文書の不開示（不存在）
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 1 月 30 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

文書不存在については考えられない。

あるはずだと言わざるを得ない。

研修所に於ける研修の後には、課内での OJT による研修が主でその指導により、職員が身につけたであろうスキルを示す様の文書の存在が考えられる為。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）の職員である A に対して、その上司に当たる人事課の B 及び C が、接遇に関して指導した事が確認できる文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件開示請求は、上司が部下職員を指導した事が確認できる文書を求めるものであるが、職場において、上司が部下職員を指導する場合、口頭により注意・指導を行うことが社会通念上も一般的であり、また、注意・

指導した事実を記録として残すことも義務付けられていない。

したがって、職務遂行上、仮に接遇に関して注意・指導を行うことがあったとしても、通常、それは口頭によるものであり、その事を記録しておく必要も認められない。

なお、異議申立人は、異議申立書において、「研修所に於ける研修の後には、課内での OJT による研修が主でその指導により、職員が身につけたであろうスキルを示す様の文書の存在が考えられる」と主張している。職場での OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）は、職務遂行の具体的場面で、職務遂行上必要となる知識、技能、態度等を習得させることを目的に実施するものであるが、職員の接遇に関しては、日常的なやりとりの中で、適宜、注意・指導しており、上司が部下職員に対して注意・指導をした一つ一つの事柄について、その事が確認できるような記録文書は作成していない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、実施機関が主張するとおり、人事課の特定の職員に対して、その上司に当たる人事課の特定の職員が接遇に関して指導したことが確認できる文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、職員の接遇については、日常的なやりとりの中で、適宜、注意・指導をしており、上司が部下職員に対して注意・指導をした一つ一つの事柄が確認できるような記録は作成していないとのことである。

一般的に、接遇についての上司から部下職員に対する注意や指導は、日常的なやりとりの中で適宜口頭で行えば足りると解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

人事課職員 A が接遇に関して上司である B 及び C が指導をした事が確認できる文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 16	諮問
27. 4. 20	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 4. 28	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 25 (第477回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 3 (第480回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 789 号

諮問第 1360 号

件名：要請書の写しを渡すために行った文書決裁に係る決裁文書一式の不開示
(不存在) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 22 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。以下の理由から「開示請求に係る行政文書は存在しない」ことを理由とする異議申立てに係る処分は、違法、不当である。

(ア) 開示請求に係る行政文書は、請求者が決裁文書一式と指定しているところ、「決裁を必要としない文書であり」、「存在しない」という理由で不開示決定としているが、ここで「決裁」という文言は、一般的な用法からすれば、権限のある上司が部下の作成した案の採否を決定することで、組織内部の意思決定行為と捉えられるところ、本件では担当者が案を作成し、同人が有すると考えているのであろう権限で自ら決裁して施行の意思決定を行ったもので、起案と決裁を同一人が行ったいわば自己決裁と言えるものである。

このような場合、いわゆる決裁文書という明確な形式ではなくとも、担当者が保管する施行文書の控えは、決裁文書と同視されるべきものであり、開示請求にはこの施行文書の控え（照会文及び要請書の内容が表示されたもの）を決裁文書として開示すべきである。

(イ) 法務文書課が「照会するため作成した文書」を「決裁を必要としない文書であり」として上司の決裁を取らなかったのは、軽易な照会文

書であると判断したのがその理由であろうが、同文書に含まれる要請書が書かれた意図及び当該要請書には秘密が含まれておりこれを取扱う者には守秘義務があることなどを考慮し、同課内で慎重に検討する必要があったのにもかかわらず、当該要請書を粗略に取扱ったきわめて不当な判断である。これにより、本来なら当然課内決裁が行われ開示されるはずのものが開示されないことになったことを考えると、決裁文書一式との指定ゆえに、上司の決裁がないことを奇貨として不開示決定とし、施行文書の控えを開示しないことは信義誠実の原則に反する。

イ 意見書及び意見陳述における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容及び意見陳述における異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 「本件開示請求は、…（中略）…起案され、決裁者が表示された決裁文書を求めるものである。」との記述について

a 「起案され…た決裁文書」とは、異議申立書で述べたように、起案と決裁を同一人が行う自己決裁文書の場合、施行文書の控えは、起案・決裁文書と同視されるべきものである。

起案・決裁という行為には二つの側面がある。一つ目は内心意思の作用としての側面、二つ目はその意思の作用を文書として表示する側面である。本来、起案・決裁行為はこの両方の要素を備えなければならない。ところで本件施行文書の控えには形のうえでは起案・決裁の文言も表示もないが、これは、起案したものを上司の決裁を受けず、一人で決裁をも行ったため、それらの過程の文書上の表示が省略されたもので、起案・決裁はその表示の有無にかかわらず、施行文書の控えで観念的に行われており、施行文書の控えはその起案・決裁という内心意思の作用が化体したものである。

そもそも施行文書は、少なくともそのような内心意思の作用としての起案・決裁の過程は必ず経ているのであって、逆にそのような意思決定の作用が欠けていれば、施行された文書は無効ということになる。

b 「決裁者」全員「が表示された」ものであることと明記した理由は、請求対象文書に決裁者が表示されているときは、包み隠さず全部開示することを求めたものであり、請求対象文書に決裁者が表示されていないものは非請求とする趣旨ではない。また、起案・決裁文書に決裁者の表示がないということは次の(イ) a で述べるように情報開示請求する外部の者にとっては想定外のことであり、このよ

うなことはうかがい知れないことである。

これらの点も含め、愛知県の情報公開担当（氏名は秘匿する。）に本件不開示決定に関する意見を求めたところ、情報公開制度のあり方からみれば、情報公開実施者は、請求書に記載された文言を盾に取って直ちに不開示決定とするのではなく、請求者に別途照会して請求者が何を求めているか、施行文書の控えを開示するのでは請求趣旨に合致しないのかを確認してからその意向に沿った対応をすべきであったとの回答があった。

- (4) 「しかし、本件発出文書の発信者名は法務文書課の担当職員であり、起案用紙、文案の余白等で起案し、回議の上、決裁を受けて施行する必要があるものではなかったことから、法務文書課が保管する本件発出文書の控えには、起案や決裁者の表示はない。」との記述について

a 「発信者名は法務文書課の担当職員であり、」との記述について

事務委任を受けた者は、その委任事務について自らの名において処理することとなるが、愛知県事務委任規則によれば、知事は地方機関の長に対して事務の一部を委任しているのみで、それ以外の者に事務を委任する規定はなく、それ以外の者は原則として自らの名において事務を処理することはできないが、団体内部の機関相互の文書のやり取りの場合は無論、例外的に、公的・準公的機関間の照会文書・事務連絡など、及び法人・個人あてでも確認・照会文書などにおいては、副知事、部長、課長名等で発信するようなことは、広く行われているようである。

しかしながら、本件施行文書においては所属部署名は書かれているものの職名も冠せず、担当者個人名で発出されており、愛知県事務決裁規程第4条関係別表第1の区分5の照会文書が最も軽易な照会文書でも専決権者は課長補佐であるところからみると、少なくとも課長補佐の決裁が必要であり、これより下位の職位にある者の決裁で、しかも（本文書を受け取る名宛人からみれば、非公式、内々の文書ではないかとの疑念を抱かせるなどの理由で）個人名で照会文書を出すことは同決裁規程では想定されていないものと思われる。よって、このような処理は不適切な処理で、内部規律違反であると考え（もともと、本件文書の発出が同決裁規程第4条第11項に掲げる「あらかじめ本庁の課長の承認を得て本庁の課長補佐等が指定した事務」であれば、別だが。）。

このように私的文書でもないのに担当者が個人名で照会文書を出し、それ故に（本来、同決裁規程により必ず行われなければならないはずの）決裁は不要であるなどということは根拠もなく、論理的にありえず、また、このようなことは情報公開請求する外部の者に

としては想定外のことであり、このような事情はうかがい知れないことである。

以上の事情をもってしても、異議申立書に述べたところと同じ結論に至る。

b 「決裁を受け…る必要があるものではなかった」との記述について

(a) 仮に、本件発出文書が照会文書であるとしても、たとえどのような名前で発出されようとも、同決裁規程からみれば、最低でも課長補佐の決裁が必要である（本件文書の発出が同決裁規程第 4 条第 11 項に掲げる「あらかじめ本庁の課長の承認を得て本庁の課長補佐等が指定した事務」であれば別であることは、上記 a と同様である。）ことは上記 a に述べたところである。

(b) 不開示決定通知書に記載されているところによれば、法務文書課は、本件発出文書は同課が「愛知県行政書士会に事実関係等を照会するため作成した文書」としているが、実態は以下に述べるように単なる照会文書ではない。

本件発出文書に含まれる要請書は、愛知県行政書士会会員が同会において、法令・会則違反その他不適切・不公正な組織運営が常態化している実情を記したうえで、愛知県知事が同会に対して行政書士法第 18 条の 6 に基づき報告を求め、その業務について勧告をすることその他必要な措置を行うことを求めたものである。

同課は、同会会員からの同会の不適切・不公正な組織運営の是正要請を受けて、同法第 18 条の 6 による知事の指導監督権限に基づき報告を求めるため本件文書を発出したものである。本件文書の発出は、法律に根拠のある行政による指導監督業務の一環として行われたものであり、報告を受けるなどの調査の結果、必要があれば勧告を行う契機となるものである。もとより、本件文書の対象事案は対応・解決の仕方及び判断・検討要素の多様性、複雑性などを考慮して慎重な取扱いが必要とされるものである。

したがって、本件文書の発出は愛知県事務決裁規程第 4 条関係別表第 1 の区分 5 の照会に該当するものではなく、区分 19 行政処分等 事項 7 公益法人その他公共的団体に関すること 2 の指導監督に関するものに相当するものであり、専決権者は課長（同決裁規程第 4 条第 4 項によりあらかじめ本庁の部長等の承認を得て本庁の課長が指定した事務については本庁の主幹等）である。

(c) 異議申立書における「要請書が書かれた意図及び当該要請書には秘密が含まれておりこれを取扱う者には守秘義務があることなどを考慮し、同課内で慎重に検討する必要があった」という記述

の補足説明をすることにより上司決裁の必要性に言及する。

- ・ 「要請書が書かれた意図」とは、上記(b)で述べたところである。
- ・ 「当該要請書には秘密が含まれておりこれを取扱う者には守秘義務がある」とは、以下のような意味である。

そのまま外へ出るはずが無いと考えられる要請書を流出させることは、行政に対する信頼の破壊行為である。

要請書の内容は、作成者の思考を経て表現されたもので非公知である。

当該要請書の内容は、行政書士法に基づく強制設立、強制加入の公益団体である同会の不適切な運営の是正を目的とする公益的性格を持ち、その内容には、同会の不適切な運営に逆用され、若しくはかかる運営を助長する恐れのある又は不適切な運営をする同会を利する情報が含まれており、それらを同会に了知せしめることが公益目的に反し、公益を侵害するがゆえに、そのようなものは秘密として保護するに値する。

以上の理由により、秘密として保護するに値する要請書の写しをそのまま同会へ渡したことは、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務違反であり、また、職務上知り得た秘密を漏らしたもので、同法第 60 条第 2 号の犯罪に当たる可能性のある不適切な行為である。

- (d) 以上で述べてきたところのうち、たとえその一片なりとも思い至れば、本件文書の発出に際しては、要請書の趣旨からみてそもそもこのような通り一遍の文書を出すこと自体が妥当なのかを始めとして課内決裁で慎重に検討しなければならないと考えるのが当然のことで、上司の「決裁を受け…る必要があるものではなかった」などというのはとても理解しがたい。

- c 「起案や決裁者の表示はない」との記述について
意見は、(ア) a 及び b で述べたとおりである。

- (ウ) 「したがって、本件請求対象文書を作成又は取得していないことから… (中略) …としたものである。」との記述について

「本件請求対象文書」が「作成」(要請書の部分に関しては「取得」)されていることは、(ア) a 及び b に述べたとおりである。

- (エ) 「なお、本件異議申立ての提起と併せて… (中略) …なされた… (中略) …別件の開示請求に対しては、本件発出文書の控えを既に開示している。」との記述について

本件発出文書の控えを別途請求したのは、情報公開担当から異議申立てに対する処分結果が出るまでに相当の日数がかかるとの教示を受

けたため、請求目的の文書の写しを迅速に入手するため敢えて不開示決定の言わんとするところに沿うような対応をとったままで、不開示決定を承服したわけではないことは言うまでもないし、

- ① 本県公開条例に係る、最高裁第一小法廷平成 14 年 2 月 28 日の判決によれば、公開条例に、「請求者が請求に係る公文書の内容を知り、又はその写しを取得している場合に当該公文書の公開を制限する趣旨の規定が存在していない」以上、請求者が内容を知り、写しを取得していても、条例「所定の手続きにより請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有する」、したがって、「請求に係る公文書の非公開決定の取消訴訟において当該公文書が書証として提出されたとしても、当該公文書の非公開決定の取消しを求める訴えの利益は消滅するものではない」と判示している。
- ② これによれば、既に、開示請求により公文書の写しの交付を受けている場合であっても、別途、請求理由のいかんを問わず、開示請求により同じ写しの交付を受けることを求める法律上の利益があることになる。何度も繰り返すと権利の濫用の問題が生じる可能性があるかもしれないが、現実問題として、例えば、既に交付を受けた写しが失われたため、再度、同じ開示請求を行うことはありうることであり、このような行為は当然認められるものであると思われる。
- ③ 結論として、上記①のように、本県公開条例においては、上記のような場合の公開を制限する規定が存在していないのであるから、別途の開示請求により公文書の写しの交付を受けている場合であっても、異議申立てに係る開示請求により同じ写しの交付を受けることを求める法律上の利益は依然残り、不開示決定に対する異議申立ての利益もなくなることはないと考ええる。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 26 年 5 月 7 日付けで愛知県行政書士会会員行政書士（匿名）の名義で愛知県知事宛てに提出された要請書（以下「本件要請書」という。）の写しを愛知県総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）が同月に愛知県行政書士会（以下「行政書士会」という。）に送付したことに關して法務文書課で行われた文書決裁に係る決裁文書一式であって、送付文又は依頼文の起案、要請書の全内容及び決裁者全員が表示されたものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件開示請求は、本件要請書の写しを法務文書課が平成 26 年 5 月に行政書士会に送付したことにに関して法務文書「課が行った文書決裁に係る決裁文書一式（送付文又は依頼文の起案、要請書の全内容及び決裁者全員が表示されたものであること。）」と明記してなされたものであり、起案され、決裁者が表示された決裁文書を求めるものである。

確かに、本件要請書については、行政書士会にその事実関係等を照会するため、本件要請書の写しを添付した平成 26 年 5 月 14 日付け行政書士会事務局長宛て「貴会会員からの要請書について」と題する文書（以下「本件発出文書」という。）が発出されている。

しかし、本件発出文書の発信者名は法務文書課の担当職員であり、起案用紙、文案の余白等で起案し、回議の上、決裁を受けて施行する必要があるものではなかったことから、法務文書課が保管する本件発出文書の控えには、起案や決裁者の表示はない。

したがって、本件請求対象文書を作成又は取得していないことから、本件開示請求について不開示（不存在）としたものである。

なお、本件異議申立ての提起と併せて平成 27 年 3 月 11 日付けで異議申立人からなされた別件の開示請求は、「愛知県総務部法務文書課が平成 26 年 5 月に愛知県行政書士会に渡した愛知県行政書士会会員行政書士（匿名）の名による平成 26 年 5 月 7 日付け愛知県知事あて要請書の写し及びこれに係る照会文の控えとして同課が保管する文書（要請書及び照会文の内容が表示されたものであること。）」を求めるものであったことから、この別件の開示請求に対しては、本件発出文書の控えを既に開示している。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、実施機関が主張するとおり、本件要請書の写しを法務文書課が平成 26 年 5 月に行政書士会に送付したことにに関して法務文書課で行われた文書決裁に係る決裁文書一式であって、送付文又は依頼文の起案、要請書の全内容及び決裁者全員が表示されたものであると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、本件要請書について行政書士会に照会するため発出した本件発出文書の発信者名は法務文書課の担当職員であり、起案し、決裁を受ける必要があるものではなかったことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとのことである。

当審査会において、実施機関から本件発出文書の控えの提出を受け、これを見分したところ、法務文書課の担当者名で発出されていることが認められた。

本件発出文書が担当職員自らの名において発出されていることからすれば、その発出に当たり文書による決裁を経ておらず、本件請求対象文書が存在しないという実施機関の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

なお、異議申立人は、本件発出文書の控えを決裁文書として開示すべき旨を主張しているが、本件開示請求に係る開示請求書の「文書決裁に係る決裁文書一式（送付文又は依頼文の起案、要請書の全内容及び決裁者全員が表示されたものであること。）」という記載からすれば、実施機関が、起案や決裁者の表示がない本件発出文書の控えを本件請求対象文書に該当しないと判断したことが不適切であるとは認められない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が存在しないことについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」とおり判断する。

別記

愛知県行政書士会会員行政書士（匿名）の名による平成 26 年 5 月 7 日付け愛知県知事あて要請書の写しを愛知県総務部法務文書課が平成 26 年 5 月に同会に渡すために同課が行った文書決裁に係る決裁文書一式（送付文又は依頼文の起案、要請書の全内容及び決裁者全員が表示されたものであること。）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 20	諮問
27. 4. 22	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 4. 28	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第475回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1. 20 (第478回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 6. 2 (第490回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 790 号

諮問第 1363 号

件名：旅行命令書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、職員番号、職員の住所地の市町村名並びに通勤手当利用区間のうち職員が自宅を出発してから最初に利用する駅及びバス停の名称（以下「本件情報」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 9 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 8 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、別記に記載の会議等に参加するため、愛知県総務部人事局人事課の管理職である課長級以上の職員が命じられた旅行命令のうち、総務事務システムにより処理を行ったものについて、パーソナルコンピューター上の画面を出力したものである。

本件行政文書には、旅行申請日、旅行命令日、旅行期間、職員番号、職員氏名、予算科目、用務名、通勤手当利用区間、経路情報、金額情報等が記載されている。

職員番号は、職員ごとに付与される個人識別番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものである。

通勤手当利用区間は、旅行区間が通勤手当の支給区間である場合に、旅費が支給されないことから、その区間が記載されるもので、通勤手当が支給される区間として認定された交通機関の駅名等が記載されている。

経路情報には、出発地、用務先、帰着地等が記載されており、自宅が出発地又は帰着地の場合には、職員の住所地の市町村名が記載されている。

そのうち開示しないこととした部分は、職員番号、職員の住所地の市町村名及び通勤手当利用区間のうち職員が自宅を出発してから最初に利用する駅又はバス停の名称（以下「最寄りの駅名等」という。）である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

開示しないこととした部分である職員番号、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、本号ただし書イには該当しない。

さらには、旅行命令による旅行は公務員の職務の遂行であるが、開示しないこととした部分は、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、本号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、職員番号、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県総務部人事局人事課の課長級以上の職員に係る旅行命令書のうち別記に掲げるものであり、職員の給与、旅費、服务等の内部管理業務を集中処理する総務事務システムにより旅行命令の処理が行われ、その画面を出力したものである。また、本件行政文書の記載内容は、

前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであり、実施機関は、本件情報を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件情報が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件情報のうち、職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている。

また、本件情報のうち、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、職員の住所地が特定できる情報である。

したがって、本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、本件情報は、職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・旅行命令書（平成 25 年 4 月 22 日及び同月 23 日 七道府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 7 月 18 日及び同月 19 日 平成 25 年度七道府県人事担当課長・担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 7 月 23 日 総務省給与・サービス関係ヒアリング）
- ・旅行命令書（平成 25 年 9 月 5 日 七道府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 9 月 19 日 地方行財政調査会東海懇談会）
- ・旅行命令書（平成 25 年 10 月 18 日 三府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 26 年 4 月 24 日及び同月 25 日 七道府県労務担当者会議）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 25	諮問
27. 6. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 8	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第475回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 3 (第480回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 791 号

諮問第 1364 号

件名：勤務管理簿詳細照会の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、職員番号を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 3 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 13 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示しないとした職員番号については、単に職員の管理に用いる通番であると思われる。その番号を開示しないとする理由は開示までに明確にされた事実は無い。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書である「勤務管理簿詳細照会」は、職員の給与、旅費、服務等の内部管理業務を集中処理する「総務事務システム」の一画面であり、職員ごとにサービス関係手続の行われたことが分かるものである。本件行政文書には、日付、職員番号、氏名並びに当日の勤務実績として勤務形態、振替、休暇、時間外勤務、宿日直及び特殊勤務等の情報が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、職員番号である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書のうち、今回開示しないこととした職員番号は、職員ごとに付与される個人識別番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものであることから、個人

に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、職員番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、公務員の職務遂行の内容に係る情報ではないため同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、職員番号は、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、職員の当日の勤務実績が記載された文書であり、職員の給与、旅費、服務等の内部管理業務を集中処理する総務事務システムによりサービス関係手続が行われ、その画面を出力したものである。また、本件行政文書の記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであり、実施機関は、職員番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示す

ることとしたものである。

この考え方に基づき、職員番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている。

したがって、職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 職員番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、職員番号は、職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員番号は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

勤務管理簿詳細照会（特定の職員 平成 27 年 1 月 19 日）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 25	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第475回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 3 (第480回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 792 号

諮問第 1365 号

件名：履歴カードの不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書 1 の開示請求に対して履歴カードを特定したこと並びに別記に掲げる文書 1 及び文書 2 の開示請求に係る履歴カード（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 1 月 28 日及び同年 2 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 5 日及び同年 3 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 も同様とする。）について

処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。

行政の説明を受ける事が無く、当該処分を受けた事に異議を申し立てるものである。

イ 文書 2 について

テンプレートの参考で示された略歴が出るのであれば、条例 7 条 2 項には該当しないと考えられる。

略歴を示しているのに、条例 7 条 6 号の、公にする事により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは言えない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の不開示決定は、いずれも請求内容が類似しており、同一の種類行政文書に対し同一の理由で行った不開示決定であることから、実施機関は、これら 2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

異議申立人は、本件開示請求において、職員の人事異動記録（異動歴）が確認できる文書の開示を求めており、個々の職員の履歴を管理するため作成する、職員の氏名、住所、生年月日、学歴、職歴（任免の発令）、給料の等級などの県職員になってからの履歴が記載されている「履歴カード」がこれに相当する。

なお、本件開示請求より前に、平成 26 年 10 月 29 日付けで、異議申立人から「人事局で保有する職員の異動に関する事が確認できる文書全て」及び「特定の職員の入庁以来の異動歴を確認できる文書 範囲（請求日現在）健康福祉部全職員」との開示請求があった際、異議申立人に対し、職員に対する採用以来の任免の発令を時系列で記載しているものとして「履歴カード」が該当するが、過去の愛知県情報公開審査会答申では不開示が妥当と判断されていることも含め説明をしたところ、職員の異動歴が分かるものとして、「履歴カード」の一部開示を求める旨の発言があった（当該開示請求に対しては、同年 11 月 12 日付けで本件と同様の理由により不開示決定を行っている。）。

そして、本件開示請求については、平成 27 年 1 月 28 日付けで「人事課の保有してある職員の人事異動記録が確認できる文書全て」との開示請求があった際に、異議申立人と面談をし、平成 26 年 10 月 29 日付けの開示請求と同様、「履歴カード」の開示を求めるものであることを確認している。

また、平成 27 年 2 月 23 日付けの「人事局長が入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの 但し、人事管理で不開示とする情報は求めない。」との開示請求については、これまでと同様に、職員の異動歴の開示を求めるものであることから、前記の経過を踏まえ、「履歴カード」を特定した。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、職員の氏名、住所、生年月日、学歴、職種歴などの履歴事項に関する情報が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書は、採用以来の発令事項その他の県職員になってからの個人の履歴事項が体系的に記録されたものである一方、毎年度発行する「職員録」は、当該職員録作成時点の各所属に配属された職員の職名、身分及び氏名を明らかにしているにすぎず、そのことをもって本件行政文書のよ

うに、特定の職員の履歴事項を一覧できるようにした情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められない。また、本県においては、課長級以上の職員の人事異動を毎年公表しているが、これについても職員録と同様、公表時点における職員の異動を明らかにしているにすぎず、本件行政文書のように、採用から現在に至るまでを時系列的に記述した情報を公にしているものではない。よって、本件行政文書は、同号ただし書イに該当しない。

また、履歴事項に関する情報は、公務員個人の私的な情報であって、その職務遂行に係る情報には該当しないため、本件行政文書は、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、職員の職階歴、職歴、給料の等級などの県職員になってからの履歴が記載されており、こうした情報を公にすることになると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、文書1に係る不開示決定に対する異議申立書において、「処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。行政の説明を受ける事が無く、当該処分を受けた事に異議を申し立てるものである。」と主張している。

しかし、前記(1)に記載のとおり、異議申立人に対しては、履歴カードについての説明を行った上で、「履歴カード」の開示を求めるものであることを確認しており、また、不開示とする理由は、前記(2)及び(3)に記載のとおり、懲戒処分の情報が記載されているためではない。

そして、前記のとおり職員の人事異動記録が確認できる文書として履歴カードを特定しており、本件行政文書の特定に誤りはないと考える。

イ また、異議申立人は、文書2に係る不開示決定に対する異議申立書において、「テンプレートの参考で示された略歴が出るのであれば、条例7条2項には該当しないと考えられる。略歴を示しているのに、条例7条6号の公にする事により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは言えない。」と主張している。

異議申立人の主張にある「テンプレートの参考で示された略歴」とは、文書2に係る不開示決定処分の際に、参考として送付した人事局長の「略歴」を指すものと考えられる。

本県では、毎年、人事異動の記者発表を行う際に、部長級の職に異動する者の職名、氏名、年齢、最終学歴、採用年月及び課長級以上の職歴

を記載した略歴を公表している。平成 26 年 4 月 1 日付けで部長級の職に就任した人事局長についても、人事異動の記者発表（同年 3 月 26 日）において、その「略歴」を公表していたことから、開示請求のあった「入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの」には当たらないが参考までに送付する旨の書面とともに、不開示決定通知書とあわせて異議申立人へ送付したものである。

なお、この「略歴」については、採用後の管理職以降の経歴等を公表することにより、幹部職員の人物像を広く県民に知ってもらうという趣旨で作成しているものであり、主な経歴を抽出し、公表することを目的としている点において、職員の採用後の職歴を一体として管理している履歴カードとは性格を異にするものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、個々の職員の履歴を管理するため作成される履歴カードであり、その記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示す

ることとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件行政文書は、職員の氏名、生年月日、住所、学歴、職種歴などの履歴事項に関する情報が記載されたものであり、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件行政文書は、県の職員になってからの個人の履歴事項が体系的に記録された情報であることから、実施機関が公表し、又は公表を予定している情報であるとは認められない。

なお、実施機関によれば、課長級以上の職員の人事異動を毎年公表しており、部長級の職に異動する者については、課長級以上の職歴等を記載した略歴も公表しているとのことである。しかしながら、これらは、公表時点における職員の異動や、部長級職員の主な経歴として、課長級になってからの職歴を明らかにしているにすぎず、そのことをもって本件行政文書のように、特定の職員の採用からの職歴を一覧できるようにした情報が慣行として公にされているとも認められない。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

また、同号ただし書に規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、履歴事項に関する情報は、公務員個人の私的な情報であって、その職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は、同号ただし書に該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、前記(3)のとおり、職員の個々の履歴事項が記載さ

れたものであり、こうした個人情報をお公にすることになると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

(5) 文書1の開示請求に係る文書の特定について

異議申立人は、文書1に係る不開示決定に対する異議申立書において、「処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。」と主張している。

実施機関によれば、平成26年10月29日付けで異議申立人から文書1の開示請求と同様の開示請求があった際、職員の異動歴が分かるものとして履歴カードの一部開示を求める旨の発言があったとのことである。また、文書1の開示請求があった際、異議申立人と面談をし、先の開示請求と同様、履歴カードの開示を求めるものであることを確認しているとのことである。

そして、履歴カードは、愛知県総務部人事局人事課において個々の職員の履歴を管理するために作成するもので、県職員になってからの職歴が一覧となって記載されていることから、文書1の開示請求に対し、実施機関が履歴カードを特定したことに誤りはないものと認められる。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 人事課の保有してある職員の人事異動記録が確認できる文書全て

文書2 人事局長が入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの 但し、人事管理で不開示とする情報は求めない。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 31	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 25 (第 477 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 4. 14 (第 486 回審査会)	審議
28. 5. 11 (第 488 回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 793 号

諮問第 1323 号

件名： DV 被害者支援ネットワーク会議ワーキンググループ復命書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を除く。）というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、愛知県女性相談センター（以下「女性相談センター」という。）が開催する DV 被害者支援ネットワーク会議ワーキンググループに出席した女性相談センターの担当職員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿、配席図、新聞記事等の写し及びワーキンググループ資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿及び配席図には会議出席者の

職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

イ 文書 2 について

文書 2 は、女性相談センターの駐在室のうち、三河地区の駐在室（西三河、豊田加茂、新城設楽及び東三河）が輪番で開催する三河ブロック女性相談員研修会に出席した女性相談センターの相談員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿、日程表及び研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿には会議出席者の職氏名等が、日程表には当日のスケジュールが記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、女性相談センターが開催する女性問題相談員ネットワーク事業（研修会）に出席した女性相談センターの相談員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿及び研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、講演内容等が、出席者名簿には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

エ 文書 4 について

文書 4 は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議開催要領に基づき、女性相談センター東三河駐在室が開催する東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議に係る資料であり、起案文書、挨拶文、次第、出席者名簿、配席図及び配付資料から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、伺い文等が、挨拶文には女性相談センター東三河駐在室次長の挨拶文が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿及び配席図には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

オ 文書 5 について

文書 5 は、DV 被害者が加害者から避難し、公営住宅入居申込や市区町村に住民登録の非開示請求をする場合に必要な証明書の交付申請書の提

出が女性相談センターの駐在室にあった際、駐在室が女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 5 は、起案文書、進達文書、証明書交付申請書（写）、運転免許証（写）、相談記録票及び証明書（写）から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申請者の住所、氏名等が、進達文書には標題、申請者の住所、氏名等が、証明書交付申請書（写）には申請者の氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由等が、相談記録票には相談内容等が、証明書（写）には申請者及び同伴児童の氏名及び生年月日等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

カ 文書 6 及び文書 12 について

文書 6 及び文書 12 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づき、DV 被害者が裁判所に保護命令を申し立てた際に女性相談センターの駐在室が申立書面に必要事項を記載し、女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 6 及び文書 12 は、起案文書、進達文書、裁判所提出用書面、相談記録票、書面提出請求書（写）、通知書（写）、保護命令（写）及びファクシミリ連絡票から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申立者氏名等が、進達文書には標題、申立者氏名等が、裁判所提出用書面には相談等日時、被害者氏名等が、相談記録票には相談内容等が、書面提出請求書（写）には裁判所から提出を求められた書面の内容等が、通知書（写）には裁判所からの通知内容等が、保護命令（写）には裁判所からの命令内容等が、ファクシミリ連絡票には女性相談センターが受発信したファクシミリの件名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

キ 文書 7 について

文書 7 は、女性相談センターの駐在室のうち、三河地区の駐在室（西三河、豊田加茂、新城設楽及び東三河）が交代で年 2 回開催する三河ブロック女性相談員研修会に出席した女性相談センターの相談員の復命書である。

文書 7 は、鑑文、次第、日程表、出席者名簿及び研修会資料から構成

されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、講演内容等が、日程表には当日のスケジュールが、出席者名簿には研修会出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ク 文書 8 について

文書 8 は、女性相談センターが開催する DV 実務担当者会議に出席した女性相談センターの相談員の復命書である。

文書 8 は、鑑文、次第並びに女性相談センターの概要、配偶者からの暴力の被害者対応の手引、「愛知県女性相談センター一時保護依頼票 平成 25 年度（記入例）」、証明書の交付対象一覧等、愛知県女性相談センター相談状況等及び「女性の悩みごと相談」からなる研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議事内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ケ 文書 9 及び文書 13 について

文書 9 及び文書 13 は、各月の面接相談、電話相談等の件数を女性相談センター各駐在室から女性相談センターに報告するに当たり起案された文書である。

文書 9 及び文書 13 は、起案文書、鑑文及び報告書から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、伺い文等が、鑑文には標題、通知文等が、報告書には女性相談センター東三河駐在室の平成 25 年 11 月の業務状況の報告が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

コ 文書 10 について

文書 10 は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議開催要領に基づき、女性相談センター東三河駐在室が開催する東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議に出席した女性相談センターの相談員の報告書である。

文書 10 は、鑑文、次第、配席図、出席者名簿及び配付資料から構成

されている。

鑑文には標題、報告者の職氏名、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、配席図及び出席者名簿には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

サ 文書 11 について

文書 11 は、DV 被害者が加害者から避難し、公営住宅入居申込や市区町村に住民登録の非開示請求をする場合に必要な証明書の交付申請書の提出が女性相談センターの駐在室にあった際、駐在室が女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 11 は、起案文書、進達文書、証明書交付申請書（写）、証明願（写）、相談記録票及び証明書（写）から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申請者の住所、氏名等が、進達文書には標題、申請者の住所、氏名等が、証明書交付申請書（写）、証明願（写）及び証明書（写）には申請者の氏名、印影、生年月日、住所等が、相談記録票には相談内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

異議申立人は、異議申立書において、「個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を除く」と記載しており、当該部分を不開示としたことについての不服はないものと解されるが、念のため当該部分も含めて条例第 7 条第 2 号該当性について述べる。

今回不開示とした部分のうち、文書 1、3、4 及び 10 中の出席者名簿及び配席図に記載された出席者の職氏名、文書 5 中の起案文書及び進達文書に記載された申請者の住所及び氏名、証明書交付申請書（写）に記載された住所、氏名、生年月日、印影、電話番号及び証明書を必要とする理由、証明書（写）に記載された氏名及び生年月日並びに運転免許証（写）の全て、文書 6 及び 12 中の起案文書及び進達文書に記載された申立者の氏名、書面提出請求書（写）に記載された事件番号、住所及び氏名、通知書（写）に記載された事件番号、記載内容が分かる部分、住所、電話番号及び代理人について記載された部分、保護命令（写）に記載された事件番号、住所、氏名、生年月日及び代理人について記載された部分並びにファクシミリ連絡票に記載された事件番号、文書 9 及び 13 中の報告書に記載され

た氏名、年齢及び国籍並びに文書 11 中の起案文書及び進達文書に記載された申請者の住所及び氏名、証明書交付申請書（写）に記載された氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由及び申請通数並びに証明願（写）及び証明書（写）に記載された氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由及び提出先（以下「出席者の職氏名等」という。）並びに文書 2、7 及び 10 中の資料に記載された事例研究の内容、文書 5 及び 11 中の相談記録票並びに文書 6 及び 12 中の裁判所提出用書面に記載した内容及び相談記録票（以下「事例研究の内容等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、一般に公開されていないものであり、公表が予定されているものでもないため、本号ただし書イに該当しない。

さらに、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロにも該当しない。

そして、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等における個人は、公務員等ではないため、本号ただし書ハには該当しない。また、予算の執行を伴うものではないため、本号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 文書 1 のうちワーキンググループ資料は、DV 被害者支援に関わる関係職員が支援事業の遂行に当たり、注意すべき点や技能の向上を図るために作成された資料である。

当該資料には、DV 被害者保護施設の職員と加害者及び加害者の関係者との対応事例等が記載されており、公にすることにより、加害者側が知る可能性があり、DV 被害者のみならず関係職員が加害者側からのより強い圧力を受けるおそれがあるほか、今後作成者は開示されることを意識して、事例の詳細な内容を記載することを躊躇し、DV 被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該資料は、条例第7条第6号に該当する。

イ 事例研究の内容等には、相談対応・助言指導等が記載されており、公にすることにより、加害者や相談者等の家族が知る可能性があり、相談者が加害者や相談者等の家族からのより強い圧力を受け、率直な意見や具体的な事実を言わなくなるおそれが考えられ、その結果、女性相談員が適切な助言指導等を行うことが困難となり、女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 文書4のうち配付資料である「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」は、DV被害者を保護するために施設入所させた場合において、加害者側から施設側に接触があった際の注意点等を記載した対応マニュアルである。当該資料を公にすることにより、加害者及び加害者の関係者が知り、DV被害者のみならず職務関係者が加害者側からのより強い圧力を受け、DV被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該資料は、条例第7条第6号に該当する。

エ 文書8のうち女性相談センターの概要に記載された一時保護所の電話番号及びFAX番号並びに「愛知県女性相談センター一時保護依頼票平成25年度（記入例）」に記載された一時保護所のFAX番号は、加害者からの探索防止のため秘匿にしておき、公にすることにより、加害者及び加害者の関係者が知り、DV被害者のみならず職務関係者が加害者側からのより強い圧力を受け、DV被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県東三河福祉相談センターが管理する文書のうち、別表の 1 欄に掲げる行政文書である。

それぞれの行政文書の内訳は別表の 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、出席者の職氏名等を条例第 7 条第 2 号に、事例研究の内容等を同条第 2 号及び第 6 号に、文書 1 のうちワーキンググループ資料、文書 4 のうち「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」並びに文書 8 のうち一時保護所の電話番号及び FAX 番号（以下「ワーキンググループ資料等」という。）を同条第 6 号に該当するとして、不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨として、個人の氏名、生年月日、住所及び電話番号を除き、一部開示決定の取消しを求める旨を主張している。したがって、本件異議申立ての対象となった部分は、別表の 4 欄に掲げる部分、すなわち出席者の職氏名等のうち氏名、生年月日、住所及び電話番号以外の部分（以下「出席者の職等」という。）、事例研究の内容等並びにワーキンググループ資料等であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、出席者の職等及び事例研究の内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

出席者の職等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、事例研究の内容等には、DV 被害者等からの相談内容、家族の状況等が詳細に記載

されており、いずれも全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、出席者の職等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

出席者の職等及び事例研究の内容等は、法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、出席者の職等及び事例研究の内容等における個人は公務員ではないため、出席者の職等及び事例研究の内容等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、出席者の職等及び事例研究の内容等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、出席者の職等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、事例研究の内容等及びワーキンググループ資料等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 文書 1 のうちワーキンググループ資料について

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、ワーキンググループ資料には、愛知県 DV 被害者保護支援ネットワーク会議ワーキンググループの検討資料として、DV 被害者保護施設の職員と加害者及びその関係者との対応事例等が具体的かつ詳細に記載されていることから、公にすることが前提となれば、当該資料の作成者は、公になることを意識して、事例の内容を詳細に記載することを躊躇することとなり、その結果、関係者における率直な意見交換が行われなくなって会議が形骸化するなど、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 事例研究の内容等について

事例研究の内容等に記載された情報は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 23 条第 1 項に秘密の保持に関する定めがあるように、秘密保持を前提に女性相談センターの相談員等が相談者等から聴取したものである。

その一部でも公にすることとなれば、今後、DV 等の相談をしようとする者は、自分の相談内容等が公にされることを意識して相談を躊躇し、又は率直な意見や具体的な事実を言わなくなるおそれがある。その結果、事実関係等を正確に把握することができなくなるなど、女性相談員による適切な助言指導等を行うことが困難となり、女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 文書 4 のうち「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」について

実施機関によれば、当該資料は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議において配付された対応マニュアルであり、加害者側から支援機関に接触があった際の注意点等が記載されているとのことである。

したがって、当該資料を公にすることとなれば、各支援機関の DV 被害者保護の対応方法が明らかとなり、被害者の一時保護先の特定に悪用されることなどから、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 文書 8 のうち一時保護所の電話番号及び FAX 番号について

一時保護所の電話番号及び FAX 番号を公にすることとなれば、被害者がかくまわれている一時保護所の所在地の特定につながるなどから、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、事例研究の内容等及びワーキンググループ資料等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分	4 異議申立ての対象となった部分
文書1 平成24年度DV 被害者支援 ネットワーク 会議第1回 ワーキンググ グループ復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	新聞記事等の写し ワーキンググル ープ資料	なし 全て	
文書2 平成24年度東 三河ブロック 女性相談員研 修会復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	なし	
	日程表 研修会資料	なし 事例研究の内容	
文書3 平成24年度女 性問題相談員 ネットワーク 事業復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	研修会資料	なし	
文書4 平成24年度東 三河南部圏域 DV被害者保護 支援ネット ワーク会議資 料	起案文書	なし	
	挨拶文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	配付資料	加害者対応について～ 最近の傾向と注意点～	
文書5 平成25年度 証明書交付申 請書について	起案文書	申請者の住所及び氏名	
	進達文書	申請者の住所及び氏名	
	証明書交付申請書 (写)	住所、氏名、生年月 日、印影、電話番号及 び証明書を必要とする 理由	印影及び証明 書を必要とす る理由
	運転免許証(写)	全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	証明書(写)	氏名及び生年月日	
文書6 平成25年度 DV防止法に係 る保護命令申 立書面につい	起案文書	申立者の氏名	
	進達文書	申立者の氏名	
	裁判所提出用書面	記載した内容全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	書面提出請求書	事件番号、住所及び氏	事件番号

て	(写)	名	
	通知書 (写)	事件番号、記載内容が分かる部分、住所及び代理人について記載された部分	事件番号、記載内容が分かる部分及び代理人について記載された部分
	保護命令 (写)	事件番号、住所、氏名、生年月日及び代理人について記載された部分	事件番号及び代理人について記載された部分
	ファクシミリ連絡票	なし	
文書 7 平成 25 年度第 2 回三河ブロック女性相談員研修会復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	日程表	なし	
	出席者名簿	なし	
	研修会資料	事例研究の内容	左欄に同じ
文書 8 平成 25 年度市町村等 DV 実務担当者会議復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	女性相談センターの概要	一時保護所の電話番号及び FAX 番号	左欄に同じ
	配偶者からの暴力の被害者対応の手引	なし	
	愛知県女性相談センター一時保護依頼票 平成 25 年度 (記入例)	一時保護所の FAX 番号	左欄に同じ
	証明書の交付対象一覧等	なし	
	愛知県女性相談センターの相談状況等	なし	
	女性の悩みごと相談	なし	
文書 9 平成 25 年度女性相談員の月例報告について	起案文書	なし	
	鑑文	なし	
	報告書	氏名、年齢及び国籍	年齢及び国籍
文書 10	鑑文	なし	

平成 25 年度東 三河南部圏域 DV 被害者保護 支援 ネット ワーク会議報 告書	次第	なし	
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配付資料	事例研究の内容	左欄に同じ
文書 11 平成 26 年度 証明書交付申 請書について	起案文書	申請者の住所及び氏名	
	進達文書	申請者の住所及び氏名	
	証明書交付申請書 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び申請通数	印影、証明書を必要とする 理由及び申請 通数
	証明願 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び提出先	印影、証明書を必要とする 理由及び提出 先
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	証明書 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び提出先	印影、証明書を必要とする 理由及び提出 先
文書 12 平成 26 年度 DV 防止法に係 る保護命令申 立書面につい て	起案文書	申立者の氏名	
	進達文書	申立者の氏名	
	裁判所提出用書面	記載した内容全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	書面提出請求書 (写)	事件番号、住所及び氏 名	事件番号
	通知書 (写)	事件番号、住所及び電 話番号	事件番号
	保護命令 (写)	事件番号、氏名、生年 月日及び住所	事件番号
	ファクシミリ連絡 票	事件番号	左欄に同じ
文書 13 平成 26 年度 女性相談員の 月例報告につ いて	起案文書	なし	
	鑑文	なし	
	報告書	氏名、年齢及び国籍	年齢及び国籍

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.6	諮問
27.3.18	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.3.23	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.9.25 (第468回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.3.28 (第485回審査会)	審議
28.7.14 (第494回審査会)	審議
28.9.16	答申

答申第 794 号

諮問第 1348 号

件名：特別支援教育のうち外国の児童生徒に対するもの等の不開示（不存在）
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 5 日及び同月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 12 日及び同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、3 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 3 件の不開示決定は、請求内容に共通した事項が含まれており、決定内容及び異議申立ての内容も同一であることから、実施機関は、当該 3 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）
について

文書 1 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 5 日時点において愛知県地域振興部国際課（当時。以下「国際課」という。）が管理する文書のうち、平成 24 年度及び平成 25 年度における外国人の児

童生徒に対する特別支援教育の計画、法制度、実践等の文書であると解した。なお、「特別支援教育」は、文部科学省組織令（平成 12 年政令第 251 号）第 39 条第 1 号（当時）に規定するとおり、特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育であると解した。また、「児童生徒」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒の総称であると解した。

イ 文書 2 について

文書 2 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 5 日時点において国際課が管理する文書のうち、直近における外国人支援のための防災計画であると解した。

ウ 文書 3 について

文書 3 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 11 日時点において国際課が管理する文書のうち、平成 22 年度から同日までにおける外国人の相談記録であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

開示請求があった平成 26 年度は、国際課には課内室として多文化共生推進室があったが、平成 27 年度から、国際課は政策企画局に、多文化共生推進室は県民生活部社会活動推進課の課内室に移管された。

なお、平成 26 年度当時の国際課の事務分掌は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定により、次のとおり定められていた。

- (ア) 国際化の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
- (イ) 国際交流事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- (ウ) 外国公館等との連絡折衝その他渉外に関すること。
- (エ) 多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
- (オ) 多文化共生推進事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）。

このうち、(エ)及び(オ)に係る事務は、国際課多文化共生推進室が所管していた。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 8 においては、学校教育に関する事務は教育委員会が所掌することとされている。また、特別支援教育に係る事務については、本県においては、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 6 条第 7 項の規定により愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特

別支援教育課」という。)が所掌している。

ところで、国際課多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人の児童生徒が学校外において日本語教育を習得するために必要な事業を行っているものの、学校内における児童生徒に対する教育については所管しておらず、文書 1 に該当する文書を作成することはなかった。

また、文書 1 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

イ 文書 2 について

防災計画に係る事務については、本県においては、愛知県行政組織規則第 6 条の 2 第 2 項において愛知県防災局防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）が所掌している。

多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人が、災害が発生した場合に日本語を十分理解できないこと等が原因で不安を抱えることのないよう、「愛知県災害多言語支援センター」を設置する予定であるが、あくまでも言語面での支援が目的であり、防災計画を策定するものではない。ましてや、平成 26 年度においては、当センターについて、平成 27 年 3 月 30 日に公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）との間で協定は締結したものの、実質的な事務には着手していない。

なお、防災危機管理課が策定している愛知県地域防災計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。すなわち、当該計画は外国人支援を目的として策定されたものではないため、文書 2 には該当しないものと解した。

また、文書 2 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

ウ 文書 3 について

国際交流協会においては、多文化共生の地域づくりの一環として、多文化共生センターを運用している。当センターにおいて、外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業を行っており、多文化ソーシャルワーカーが、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語及び日本語の計 5 言語により生活相談を始めとした各種の外国人相談に応じるとともに、複雑

な問題を抱える外国人に対しては継続的な個別支援を行っている。また、特に高度な法律知識を要する相談内容に対応するため、外国人のための無料弁護士相談も行っている。なお、平成 27 年度からは対応言語にフィリピン語／タガログ語が追加されている。

このように、外国人からの相談については、国際交流協会が専門的に行っているものである。

なお、国際交流協会に対しては、国際課が、国際交流及び国際協力・多文化共生に関する啓発及び普及、国際交流に関する調査及び研究等を通じ、県民参加の国際交流の推進を図ることを目的として運営費の補助を行っており、平成 27 年度からは多文化共生推進室が当該補助を所掌している。

このことから明らかなおお、多文化共生推進室は、外国人の相談事務は行っておらず、仮に外国人から相談があった場合は、当人に対し国際交流協会を相談窓口として案内することにとどまり、その相談記録について多文化共生推進室では把握しておらず、国際交流協会から取得することもない。

なお、他の部局に対して外国人が相談し、当該部局が作成した相談記録が多文化共生推進室に送付されることもあり得るが、文書 3 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

実施機関によれば、国際課多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人の児童生徒が学校外において日本語教育を習得するために必要な事業を行っているものの、学校内における児童生徒に対する教育については所管していないとのことである。

児童生徒に対する特別支援教育は、特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等において実施され、また、愛知県教育委員会事務局組織規則第 6 条第 7 項の規定により、特別支援教育の振興に関する事務、特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務等を特別支援教育課が所管していることからすれば、国際課において文書 1 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 2 について

実施機関によれば、国際課多文化共生推進室においては、多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っているが、外国人支援のための防災計画は策定していないとのことである。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき作成されている愛知県地域防災計画は、県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等が定められたもので、外国人のみを対象とした防災計画ではないことからすれば、国際課において文書 2 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 3 について

実施機関によれば、外国人からの相談については、国際交流協会が運営する多文化共生センターにおいて、生活相談を始めとした各種の外国人相談に応じるとともに、複雑な問題を抱える外国人に対して継続的な個別支援をするなど、専門的に行っているとのことである。そして、国際交流協会に対しては、県が運営費を補助しているとのことである。

生活相談を始めとした外国人からの相談は、県が運営費を補助する国際交流協会が、多文化共生センターを運営し、専門的に行っていることからすれば、国際課多文化共生推進室では、外国人の相談事務を行っておらず、また、外国人から相談があった場合にも、同協会を案内するにとどまり、個々の相談記録を同協会から取得していないなどとして、文

書 3 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

国際課に対する開示請求

文書 1 特別支援教育のうち外国の児童生徒に対するもの（計画、法制度、実践等を含む） H24 年度～H25 年度

文書 2 外国人支援のための防災計画 直近のもの

文書 3 外国人の相談記録 H22 年度～H26 年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 9	諮問
27. 9. 11	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 18	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 25 (第482回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 5. 11 (第488回審査会)	審議
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 795 号
諮問第 1366 号

件名：行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて審査請求書に年齢の記載がないことを理由に審議取り消し・諮問終了となった事例の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了がなされている事案がいくらでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立て」について、「審議終了、ないし諮問中でありながら」、「審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例」に関する情報の開示を求めたものである。

イ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）は、第15条第1項第1号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない事項と規定している。

また旧行政不服審査法第21条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が

不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならぬとも規定している。

ウ 条例第 19 条（当時）は、開示決定等について旧行政不服審査法による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するとき及び決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示するときを除き、遅滞なく、愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

エ 愛知県個人情報保護条例第 43 条（当時）は、開示決定等について旧行政不服審査法による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するとき及び決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するときを除き、遅滞なく、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

オ 条例及び愛知県個人情報保護条例の決定に係る不服申立てについて、審査会及び審議会に諮問した案件のうち、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議が取消しとなった又は諮問が終了となった事例があり、その事例に関する文書が存在すれば、本件請求対象文書となる。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存以前の問題として、本件開示請求書には、「過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて、審議終了、ないし諮問中でありながら、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は第三者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は第三者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

よって、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度においては、本件請求対象文書のありなしを答えることは審査請求人に対し、審査請求人又は第三者に関する情報を開示することとなる。

この情報は個人に関する情報であり、条例第 7 条第 2 号に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない、個人を識別できる可能性の高

い不開示情報である。

さらに、この情報は、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申立てについて、審議終了ないし諮問中でありながら、年齢の記載がない不適法な審査請求書であることを理由に、審議取消し・諮問終了となってしまった者に関する情報であり、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第 10 条該当性

特定の個人の情報を含む可能性のある行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求に関する不服申立てについて、審査会若しくは審議会における審議が終了し、又は審査会若しくは審議会に諮問中であるにもかかわらず、審査請求書に審査請求人の年齢の記載がないことを理由に、当該審議が取消しとなり、又は当該諮問が終了となった事例が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

を含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 実施機関によれば、本件開示請求書には、特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されており、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、本件審査請求人又は第三者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかなく、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、特定の個人の情報を含んだ文書となることである。

しかし、本件開示請求は、その記載からは、特定の個人が不服申立てを提起し、請求内容にあるような取扱いを受けたという前提のもとになされたものであるとは認められない。

そして、本件請求対象文書の存否を答えたとしても、審査請求書に審査請求人の年齢の記載がないことを理由とした審査会又は審議会に係る審議の取消し又は諮問の終了という事実の有無が明らかになるにすぎず、それによって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとは認められない。

エ また、審査請求人の年齢は、旧行政不服審査法第15条第1項第1号により、審査請求書の記載事項とされていたところであり、これが審査請求書に記載されていたか否かは形式的な情報であることからしても、本件請求対象文書の存否を答えることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

オ したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることとした実施機関の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて、審議終了、ないし諮問中でありながら、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 796 号

諮問第 1367 号

件名：審査請求書を訂正しないと審査請求を却下すると脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了が為されている事案がいくらでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。開示請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら」と申し立てた後で、今となって審査請求人に対して、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、「訂正の強要」をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報の開示を求めたものである。

イ 実施機関は、当初の開示請求書の記載内容について、審査請求人に対し情報公開請求であるのか自己情報の開示請求であるのかを確認したと

ころ、自己情報の開示請求ではなく、情報公開請求である旨の確認ができた。

また、審査請求人は、開示請求書の一部補正には応じたものの、それ以上の補正には応じないと回答したことから、補正された開示請求書の内容から本件請求対象文書を特定することとした。

ウ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）第 21 条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）（当時）は、旧行政不服審査法第 21 条の規定による補正命令に関する事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査庁となった場合で、不適法であっても補正できると判断された審査請求があれば、公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

エ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行っており、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、「訂正」を「強要」するはずはなく、その命令に係る「責任者の氏名及びその役職が分かる情報」が記載された文書が作成されることはない。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら、今となって審査請求人に対して「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報。（公務員の対応としては、「これからは、一応年齢を記載して下さい。」で十分である。）」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は審査請求人の関係者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は審査請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

特定の個人の情報を含んだ文書となる本件請求対象文書のありなしを回答することは、公安委員会の名において警察本部長が、「審査請求人」とい

う特定の個人に対して、「今となって」「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした事実の有無を回答することとなる。

したがって、本件請求対象文書の存否を答えることは、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度において、特定の個人に関する情報を開示することとなる。

この個人に関する情報は、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書き及びロのいずれにも該当しない不開示情報である。

さらに、この情報は、年齢の記載のない不適法な書類により不服申立てを行い続けた行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人及び「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅され、訂正の強要をされた審査請求人という者に関する情報であり、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人の情報を含む行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求に係る不服申立人が過去に年齢を記載することなく再三不服申立てをしており、かつ、愛知県情報公開審査会及び愛知県個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議もなされている事実があるにもかかわらず、今となって審査請求人に対して、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだ

けで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、審査請求書の訂正をめぐる実施機関とのやり取りの内容に触れているなど、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について実施機関とやり取りがあったという前提のもとになされたものであると認められる。

よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について実施機関とやり取りを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら、今となって審査請求人に対して「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報。(公務員の対応としては、「これからは、一応年齢を記載して下さい。」で十分である。)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 797 号

諮問第 1368 号

件名：行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者が行った不服申し立てについて年齢が記載されていなかったものの審査請求年月日が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了がなされている事案がいくらでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者が過去に行った不服申し立て」について、「年齢が記載されていなかったものすべての審査請求年月日が分かる情報」の開示を求めたものである。

イ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）第21条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

愛知県公安委員会事務専決規程（昭和53年愛知県公安委員会規程第3号）（当時）は、旧行政不服審査法第21条の規定による補正命令に関す

る事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査庁となった場合で、不適法であっても補正できると判断された審査請求があれば、公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

ウ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行うから、「行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者が過去に行った不服申し立てについて、年齢が記載されていなかった」審査請求書があった場合には、公安委員会の名において警察本部長が補正を命じ、補正に応じなかった場合は、形式的不備のある審査請求として、旧行政不服審査法第40条第1項に基づいて、公安委員会で却下裁決することとなる。

エ したがって、年齢が記載されていない形式的不備のある審査請求として、旧行政不服審査法に基づいて公安委員会が却下裁決した案件に関する情報又は年齢が記載されていない形式的不備のある審査請求であるが受理後間もない不服申し立てのため、今後、補正命令する予定の案件に関する情報が記載されている文書が存在すれば、本件請求対象文書となる。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者が過去に行った不服申し立てについて、年齢が記載されていなかったものすべての審査請求年月日が分かる情報」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は第三者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は第三者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

よって、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度においては、本件対象文書のありなしを答えることは審査請求人に対し、審査請求人又は第三者に関する情報を開示することとなる。

この情報は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない、個人を識別できる可能性の高い不開示情報である。

さらに、この情報は、形式的不備のある書類を提出したことにより、補正命令を受けた審査請求人及び補正命令を受ける予定の審査請求人という者に関する情報であることから、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格が侵害される可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第 10 条該当性

特定の個人の情報を含む可能性のある行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求者が行った不服申立てのうち、審査請求書にその年齢が記載されていなかったものの審査請求年月日が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 実施機関によれば、本件開示請求書には、特定の審査請求の処理に関

する情報が詳細に記載されており、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、本件審査請求人又は第三者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかなく、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、特定の個人の情報を含んだ文書となることである。

しかし、本件開示請求は、その記載からは、特定の個人が行政文書又は自己情報の開示請求をしたものについて審査請求書に年齢を記載せずに不服申立てを提起したという前提のもとになされたものであるとは認められない。

そして、本件請求対象文書の存否を答えたとしても、行政文書又は自己情報の開示請求者が提起した不服申立てについて、審査請求書にその年齢が記載されていなかったという事実の有無が明らかになるにすぎず、それによって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとは認められない。

エ また、審査請求人の年齢は、旧行政不服審査法第15条第1項第1号により、審査請求書の記載事項とされていたところであり、これが審査請求書に記載されていたか否かは形式的な情報であることからしても、本件請求対象文書の存否を答えることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

オ したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるとした実施機関の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者が過去に行った不服申し立てについて、年齢が記載されていなかったものすべての審査請求年月日が分かる情報。(個人を特定できる情報は必要ない。)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 798 号

諮問第 1369 号

件名：審査請求書を訂正しない限り審査請求書を受理しないと強要した事実が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了が為されている事案がいくらかでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、

その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報の開示請求者が、平成〇年〇月〇日付けで愛知県公安委員会に提出をした審査請求書について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行っており、年齢なしに審議終了、ないし諮問中である事件がいくらでもあるにもかかわらず」と申し立てた後で、「今回に限って住民サービス課職員が、電話にて」「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない。」として、開示請求者の意に反して「強要した事実が分かる記録の情報」の開示を求めたものである。

イ 実施機関は、当初の開示請求書の記載内容について、審査請求人に対し情報公開請求であるのか自己情報の開示請求であるのかを確認したと

ころ、自己情報の開示請求ではなく、情報公開請求である旨の確認ができた。

また、審査請求人は、開示請求書の一部補正には応じたものの、それ以上の補正には応じないと回答したことから、補正された開示請求書の内容から本件請求対象文書を特定することとした。

ウ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）第 21 条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）（当時）は、旧行政不服審査法第 21 条の規定による補正命令に関する事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査庁となった場合で、不適法であっても補正できると判断された審査請求があれば、公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

エ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行っており、「今回に限って」「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない」と「開示請求人の意」に反して強要するはずはなく、その命令に係る「事実が分かる記録の情報」が記載された本件請求対象文書が作成されることはない。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「行政文書及び自己情報の開示請求者が、平成〇年〇月〇日付けで愛知県公安委員会に提出をした審査請求書について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行っており、年齢なしに審議終了、ないし諮問中である事件がいくらかもあるにもかかわらず、今回に限って住民サービス課職員が、電話にて「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない。」と開示請求人の意に反して強要した事実が分かる記録の情報。（個人を特定できる部分については必要ない。）」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は審査請求人の関係者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は審査請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

特定の個人の情報を含んだ文書となる本件請求対象文書のありなしを回

答することは、「開示請求人」という特定の個人に対して、「今回に限って住民サービス課職員が、電話にて「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない。」と開示請求人の意に反して強要」した事実の有無を回答することとなる。

したがって、本件請求対象文書の存否を答えることは、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度において、特定の個人に関する情報を開示することとなる。

この個人に関する情報は、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書き及びロのいずれにも該当しない不開示情報である。

さらに、この情報は、再三年齢の記載のない不適法な書類により審査請求を行い続けた行政文書及び自己情報開示請求の開示請求者及び「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない。」と愛知県警察本部警務部住民サービス課職員から、意に反して電話にて強要された開示請求者という者に関する情報であり、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人の情報を含む行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求者が、特定の日付で公安委員会に提出した審査請求書について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行っており、愛知県情報公開審査会若しくは愛知県個人情報保護審議会における審議を終了し、又は同審査会若しくは同審議会に諮問中である事件が幾らでもあるにもかかわらず、今回に限って愛知県警察本部警務部住民サービス課職員が電話で「審査請求書を訂正しない限り、特定の日付の審査請求書を受理しない。」と開示請求者の意に反して強要した事実が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、

当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的な人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の日付の審査請求書を指定するとともに、当該審査請求書の訂正をめぐる実施機関とのやり取りの内容に触れているなど、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について実施機関とやり取りがあったという前提のもとになされたものであると認められる。

よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について、実施機関とやり取りを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報の開示請求者が、平成〇年〇月〇日付けで愛知県公安委員会に提出をした審査請求書について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行っており、年齢なしに審議終了、ないし諮問中である事件がいくらかでもあるにもかかわらず、今回に限って住民サービス課職員が、電話にて「審査請求書を訂正しない限り、平成〇年〇月〇日付け審査請求書を受理しない。」と開示請求人の意に反して強要した事実が分かる記録の情報。(個人を特定できる部分については必要ない。)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申